



佐賀県公報

平成17年
3月22日
(火曜日)
第 12582号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (一四九・長寿社会課) 一
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所の所在地の変更 (一五〇・〃) 一

○海岸保全区域の指定の一部改正

○道路の区域の変更

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する公示

(商 工 課) 二
(工 事 課) 三
(まちづくり推進課) 五
(まちづくり推進課) 六

- 都市計画の変更に伴う関係図書の写しの縦覧
- 開発行為に関する工事の完了

- 建築基準法に基づく道路の位置の指定

(建 築 住 宅 課) 六

● 佐賀県告示第百四十九号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があつた。

平成十七年三月二十二日

佐賀県知事 古川康

● 佐賀県告示第百五十号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十七年三月二十二日

佐賀県知事 古川康

● 佐賀県告示第百五十一号

海岸保全区域の指定(昭和四十三年佐賀県告示第五十四号)の一部を次のように改正する。

平成十七年三月二十二日

佐賀県知事 古川康

有明海沿岸の表の鹿島太良の項を次のように改める。

居宅介護支援センター菜の花		名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
旧	新	旧	新	
佐賀郡川副町大字鹿江八六九番地一	佐賀市鍋島三丁目三番二〇号	佐賀市東佐賀町一六番二号	佐賀市鍋島三丁目三番二〇号	平成一七・三・一
七番地一五	佐賀郡東与賀町大字田中二〇			平成一七・三・一

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,539平方メートル

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

建物敷地内 66台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

建物西側(1) 10台

建物西側(2) 10台

建物南東側(1) 10台

建物南東側(2) 16台

合計 46台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

建物西側 37.5平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内西側(1) 4.5立方メートル

建物内西側(2) 9.0立方メートル

合計 13.5立方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前10時から午後10時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後10時まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

敷地西側及び南東側 2か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

平成17年3月1日
平成17年3月22日(火)

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成17年3月22日から

平成17年7月21日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に提出してください。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成17年3月22日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の新設に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) アクロス武雄B

武雄市武雄町大字富岡12509番1外8筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行なう者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 大規模小売店舗を設置する者

大和情報サービス株式会社

代表取締役 榎本 昌譽

東京都台東区上野七丁目14番4号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者

(ア) 株式会社ライトオン

代表取締役社長 藤原 政博

茨城県つくば市東新井37番地1

(イ) 青山商事株式会社

代表取締役社長 宮前 省三

広島県福山市王子町一丁目3番5号

(ウ) 株式会社チヨダ

代表取締役社長 舟橋 政男

東京都杉並区成田東四丁目39番8

(エ) 株式会社西松屋チェーン

代表取締役社長 大村 穎史

兵庫県姫路市飾東町庄266番地1

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年11月2日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,524平方メートル

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

建物敷地内 284台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

敷地東側 54台

敷地西側 54台

合計 108台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

株式会社ライトオン建物北側 122.4平方メートル

青山商事株式会社建物北側 122.8平方メートル

株式会社ライトオン建物北側 98.0平方メートル

株式会社西松屋チェーン建物北側 88.0平方メートル

合計 431.2平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

株式会社ライトオン建物北西側 6.0立方メートル

青山商事株式会社建物北西側 6.0立方メートル

株式会社西松屋チェーン建物北西側 6.0立方メートル

株式会社西松屋チェーン建物北西側 6.0立方メートル

合計 24.0立方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社ライトオン 午前9時から午後9時まで

青山商事株式会社 午前9時から午後9時まで

株式会社チヨダ 午前9時から午後9時まで

株式会社西松屋チェーン 午前10時から午後8時まで

イ 乗客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後9時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

敷地東側、西側及び南側 3か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成17年3月1日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成17年3月22日から
平成17年7月21日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課(郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号)に提出してください。

(1) 武雄市武雄町本町7280番地
株式会社鮮ど市場

代表取締役社長 田中 弘文
熊本県熊本市尾ノ上二丁目22番15

(3) 大規模小売店舗の新設をする日
平成17年11月2日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,130平方メートル

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 89台

イ 駐輪場の位置及び収容台数
建物東側(1) 17台

建物東側(2) 25台

合計 42台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

株式会社宮崎薬局建物北側 143.4平方メートル
株式会社鮮ど市場建物北側 141.6平方メートル

合計 285.0平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

株式会社宮崎薬局建物北西側 6.0立方メートル
株式会社鮮ど市場建物西側(1) 4.5立方メートル
株式会社鮮ど市場建物西側(2) 7.5立方メートル
株式会社鮮ど市場建物西側(3) 9.1立方メートル
株式会社鮮ど市場建物北東側 9.1立方メートル
合計 36.2立方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者
(ア) 株式会社宮崎薬局

代表取締役 宮崎 幸久

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社宮崎薬局 午前9時から午後9時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後9時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

敷地東側及び南側 2か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成17年3月1日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成17年3月22日から

平成17年7月21日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に提出してください。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年3月22日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

佐賀郡大和町大字久池井字二本杉2539番1、2539番15及び2542番8

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐賀郡大和町大字久池井2575番地1
江原繁男

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

指定番号	指定期	定位	位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
31	鹿島市古枝字通山甲1172番7、甲1172番10及び甲1177番6	平成17年3月7日	4.56	83.615		

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。